

指定訪問リハビリテーション、指定介護予防リハビリテーション事業所
介護老人保健施設フィオーレ湘南真田

運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人湘風会が開設する介護老人保健施設フィオーレ湘南真田が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能及び生活機能の維持回復・向上を図ることを目的とする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、居宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設フィオーレ湘南真田
- 2 所在地 神奈川県平塚市真田三丁目1番1号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤(名)	非常勤(名)	備考
管理者	医師	0	1	老健業務と兼務
医師	医師	0	1	老健業務と兼務
理学療法士	理学療法士	0	3	老健業務と兼務
作業療法士	作業療法士	0	2	老健業務と兼務
言語聴覚士	言語聴覚士	0	0	

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間、サービス提供時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日。

ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前9時00分から午後5時00分

3 サービス提供時間 営業時間と同じ

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに適切な訪問リハビリテーションを提供する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、平塚市全域、秦野市全域、伊勢原市全域、の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が

法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。費用の支払いを受ける際は、その都度、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付する。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業の実施地域を越える地点 から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ①事業の実施地域を越える地点から片道1キロメートルあたり 15 円 、交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得る。

- 3 サービスの利用の中止についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、不要とする。

- ① 訪問予定時間の1時間前までに連絡があった場合 無料

- ② 訪問予定時間の1時間前までに連絡がなかった場合 訪問リハビリテーション費の1割相当額 キャンセル料の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用 について説明を行い同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急 の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(秘密保持)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講ずる。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべく必要な措置を講じる。
- 3 従業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いない。
- 4 上記の規定にかかわらず、従業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、従業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は訪問リハビリ職員等の清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。

(相談・苦情処理)

第 12 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問リハビリに関し、介護保険法 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

3 事業所は、提供した訪問リハビリに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故処理)

第 13 条 事業者は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(記録の整備)

第 14 条 事業所は訪問リハビリの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から 5 年間保存する。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情・相談等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から 5 年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第 15 条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 月 1 回

2 神奈川県暴力団排除条例に規定する暴力団を利用することとならないよう事業を運営する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団湘風会の法人理事会で協議する。

附 則 この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する
令和 7 年 2 月 1 日管理者変更